

指定通所介護利用契約に伴う重要事項説明書

1 経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 富水会
- (2) 法人所在地 〒426-0213 藤枝市中ノ合252番地の1
- (3) 電話番号 054-638-2237
- (4) 代表者氏名 理事長 糸柳 格順
- (5) 設立年月日 昭和59年9月25日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

- ・指定通所介護事業所 平成12年3月1日指定
令和2年4月1日更新
〔静岡県指定2275300065号〕

※ 当事業所は特別養護老人ホーム開寿園に併設されています。

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することとを目的として、契約者に、通所介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 通所介護事業所 康楽

事業所の所在地 〒426-0213 藤枝市中ノ合257番地の1

電話番号 054-638-2210

事業所長（管理者）氏名 釜田 博司（釜田 博司）

(4) 事業所の運営方針

この事業所は、契約者が要介護状態等となった場合においても可能なかぎり、その自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排泄、食事等の身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、契約者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものです。

事業所は、契約者の人権を尊重し、常に契約者の立場にたったサービスの提供に努めるものです。

事業所はこの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めてまいります。

ご利用の際は、「介護保険被保険者証」「介護負担割合証」の提示をお願い致します。

当施設は、第三者評価の実施は、行っていません。

(5) 他の事業

- 介護老人福祉施設 開寿園
平成11年10月21日 令和2年4月1日更新
静岡県指定 2275300065 号 定員 48 名
- 介護老人福祉施設 開寿園 ユニット葉梨
平成30年12月15日
静岡県指定 2275301808 号 定員 30 名
- 開寿園短期入所生活介護事業所
平成12年3月1日 令和2年4月1日更新
静岡県指定 2275300065 号
- 開寿園居宅介護支援事業所
平成11年7月30日 令和2年4月1日更新
静岡県指定 2275300065 号
- 藤枝市地域包括支援センター 開寿園
平成18年4月1日 平成30年4月1日更新
藤枝市指定 2205300045 号

(6) 通常の事業の実施地域

藤 枝 市

(7) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする（祝祭日含む） 但し、12月29日から1月3日までを除く
受け付け	月～土 8：00～17：30
サービス提供時間帯	月～土 9：15～16：20

(8) 利用定員 35人（旧介護予防通所介護相当サービスとの合計）

3 職員の配置状況

事業所では、契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

{主な職員の配置状況}

職種、員数は旧介護予防通所介護相当サービスと兼務しています。

職種	現員	指定基準
1.事業所長（管理者）	1名	1名
2.介護職員	5名以上	5名
3.生活相談員	1名以上	1名
4.看護職員	1名以上	1名
5.機能訓練指導員	1名以上	1名

<主な職種の勤務体制>

管理者	勤務時間 8：00～17：30
生活相談員	勤務時間 8：00～17：30
介護職員	勤務時間 8：00～17：30 原則として職員1名あたり利用者5名のお世話をいたします。
看護職員	勤務時間 8：00～17：30 原則として1名の看護職員が勤務します。
機能訓練指導員	1名（兼務）

4 サービス利用料金のお支払方法

(1) 別紙「事業所から提供するサービスと利用料金」に定める料金・費用は、次の方法でお支払ください。

- ① 通所介護サービス事業は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求します。
 - 次のいずれかの方法でお支払ください。
 - ア 指定口座からの引き落とし
 - イ 施設窓口へ請求書により現金払い

(2) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出を出された場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び従事者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5 緊急時の対応

事業者は、介護サービスの提供中に契約者の病状の急変が生じた場合やその他、必要な場合には、速やかに契約者の主治医と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようなシステムを確立しております。

又、契約者の希望により、当事業所は下記提携医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

提携医療機関

医療機関の名称	藤枝市立総合病院
所在地	藤枝市駿河台4丁目1番11号
診療科	内科

<介護職員による医療行為について>

- ① 契約者が、入院して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等の為、医師又は看護職員による連続的な内容の経過観察が必要である場合でないこと
- ③ 内服薬については誤嚥の危険性も座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医療品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

契約者の状態が、上記3条件を満たしていることを医師、歯科医または看護職員が確認した場合は、介護職員が医療品の使用介助を行います。

＜施設外での救急対応について＞

送迎時、外出時等に、状態が急変した場合には救急車による救急搬送を要請します。救急車内では、救急救命士の判断にて医療処置等を行います。

6 非常災害時の対策

開寿園防災対策規程にのっとり、処置いたします。

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設 開寿園 防災計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	中ノ合町内会（開寿園救助隊）と、近隣防災協定を締結し非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	防災計画にのっとり年一回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施しています。
防災設備	スプリングラー 避難階段 自動火災報知器、誘導灯、ガスもれ報知器 防火扉・シャッター 屋内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテンは、防火性能のあるものを使用しています。
消防計画等	藤枝市消防署への届出日 平成22年12月1日 防火管理者 生活相談課 安達洋之

7 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

事業者は、万一の事故の発生に備えて、東京海上日動火災保険株式会社の総合保険に加入しております。

8 サービス相談窓口及び苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

尚、当法人では「第三者委員会」を設置し、お客様からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(1) 当事業所苦情受付窓口

○ 苦情受付窓口（担当者） 佐藤 稔隆

○ 受付時間 月曜日から土曜日までとする。
但し、12月29日から1月3日までを除く
午前8時00分から午後5時30分までとする。

○ 電話番号 054-638-2210
FAX 054-638-2952

(2) 行政機関その他苦情受付機関

藤枝市 地域包括ケア推進課	所在地 426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号 電話番号 054-643-3225 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険 団体連合会	所在地 420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 8:30~17:00

尚、藤枝市では、介護福祉苦情救済委員会（介護オンブズパーソン）を設置して公平で中立的な立場で苦情への対応をしています。

私()および代理人・家族()は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定居宅サービス提供開始に同意しました。また、社会福祉法人富水会が、私および身元引受人、家族の個人情報を書き記した利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

- 1 利用期間 介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。
- 2 利用目的
 - (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更の為。
 - (2) 利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供される為を実施するサービス担当者会議での情報提供の為。
 - (3) 医療機関・福祉事業者・介護支援専門員・介護サービス事業者・自治体(保険者)・その他社会福祉団体等との連絡調整の為。
 - (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合。
 - (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスの為。
 - (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
 - (7) その他サービス提供で必要な場合。
 - (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 職 名 氏 名 印

契約者 住 所 氏 名 印

代理人 (及び家族)
住 所

続 柄 氏 名 印

(重要事項説明書別紙)

事業所が提供するサービスと利用料金

～通所介護サービス編～

当事業所が提供するサービスと利用料金には

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

1 保険の給付対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、介護保険からの給付があります。

「介護保険負担割合証」に記載されている割合によって給付金額が変わります。

サービスの概要

① 送迎

- ・ 安全運転に心掛け、ご利用者様の身体の状況に合わせ車椅子のまま乗降できる車両でご自宅へ送迎させていただきます。
- ・ 送迎場所は原則として契約住所とさせていただきます。
- ・ 送迎時間は交通事情等により多少前後する場合がございます。
- ・ 家族が送迎等行い、事業所が送迎を実施していない場合は所定単位数から片道につき47単位を減算致します。

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。特別機械浴槽、個人浴槽も備えております。

(2) サービス利用料金 (一回あたり) (契約書第8条参照)

① 介護度による自己負担金 (例) 負担1割の方 () は単位数

要 介 護	1	2	3	4	5
1、契約者の要介護度とサービス基本料金	(658) 6,672円	(777) 7,879円	(900) 9,126円	(1,023) 10,373円	(1,148) 11,641円
2、うち、介護保険から支給される金額	6,005円	7,091円	8,213円	9,336円	10,477円
3、サービス利用に係る自己負担金 (1-2)	667円	788円	913円	1,037円	1,164円

※ 藤枝市は地域区分が「その他地域」から「7級地」となったため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっております。

※ 上記料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、少数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

- ② サービス提供強化加算は、介護従事者で介護福祉士の資格を有する者が一定割合配置されている事業所として評価された加算です。1日につき18円の加算となります。
- ③ 入浴介助を行った時は、1日につき40円の加算となります。
- ④ 送迎加算 サービス利用料金に含まれます。
- ⑤ 別途合計額に5.9%相当の介護職員処遇改善加算及び1.2%相当の介護職員等特定処遇加算が加わります。
- ⑥ 別途合計額に1.1%相当のベースアップ等支援加算が加わります。

2 介護保険の給付対象とならないサービス

(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービス利用料金

- ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

- ② 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。

一枚につき 10円

- ② 日常生活必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- おむつ ……・…・持参
- おやつ代 ……・…・120円
- 昼食代 ……・…・580円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

3 その他のサービス

ご利用者様の状態により介護員がお手伝いします。

- 食事の介助 ○ 排泄介助 ○ 余暇活動の介助
- 機能訓練 (看護職員の指導により行います。)